

教本の内容等（更新時講習用教本）

1 教本の規格

(1) 規格

A 4 版・A 5 版又は B 5 版（100～170ページ程度）

(2) 印刷

カラー印刷とする。

(3) 冊数

1 冊（分冊は不可）

2 教本の内容

本文については、次に掲げる内容を満たしたものであり、図表及びイラスト等を用いて正確にまとめられたもので、かつ、分かりやすく解説されたものであること。

(1) 最近における道路交通法令の改正の概要

過去 5 年間程度の主要な道路交通法令の改正の趣旨、施行の時期、改正の内容等について、図表等を用いて解説すること。

(2) 最新の車両技術の活用方法・使用時の注意事項

先進安全自動車（A S V）、自動運転車、カーナビゲーション装置、ノンストップ自動料金支払いシステム（E T C）、電気自動車・ハイブリッド自動車、横滑り防止装置等の最新の車両技術について、イラスト等を用いて解説すること。その際、それらの車両技術の仕組みを踏まえた運転時の注意事項についても言及すること。

(3) 交通公害、地球温暖化の防止等

交通公害、地球温暖化の防止等について、「エコドライブ10のすすめ」（平成18年10月エコドライブ普及連絡会策定）の内容を中心に解説すること。

(4) 危険予測

ア 危険予測の心構え

駐車車両や障害物の陰から人が突然出てきても、安全な措置が採れるよう、「かもしれない」運転を心掛けること、慣れによる慎重さや緊張感の鈍化による「だろう」運転を回避すること、道路環境の変化に合わせて意識を切り替えること等の重要性について解説すること。

イ 危険予測の方法

視覚や聴覚を用いて絶えず運転に必要な情報を捉えること、ちょっとした手掛かりを元に、人や自動車等の存在を察知すること、他の自動車等の運転者や歩行者等が、次にどのような行動をとるかをその者の目の動きや身体の動きによって察知すること等の重要性について解説すること。

ウ 死角

自らの車両によって生じる死角、駐停車車両によって生じる死角、交差

点における死角、カーブにおける死角等についてイラスト等を用いて解説すること。その際、死角によって生じる危険を回避するための方法についても言及すること。

(5) 年齢に応じた運転特性

ア 高齢運転者の一般的特性

高齢運転者の事故傾向、事故原因及び運転特性について、周囲の運転者が配意すべき点も含めて解説すること。その際、高齢運転者が安全に運転する上での留意点についても言及すること。

イ 視力と加齢

運転に必要な情報の大半を依存する視力（①静止視力と動体視力、②視野、③明度の差、④順応と眩^{げん}惑）について、イラスト等を用いて解説すること。その際、加齢との関係についても言及すること。

ウ 反応と加齢

加齢に伴って反応速度が遅くなったり、動作の正確さが低下したりすることについて、データ等を用いて解説すること。

エ 若年運転者の一般的特性

若年運転者の事故傾向、事故原因及び運転特性について解説すること。その際、若年運転者が安全運転する上での留意点についても言及すること。

(6) 飲酒運転の根絶

飲酒運転による事故傾向、飲酒運転の危険性及び罰則、飲酒運転をさせない取組み等について解説すること。その際、飲酒運転による事故の悲惨さについても言及すること。

(7) 事故時の対応と応急救護処置

一般財団法人日本救急医療財団が主催する心肺蘇生法委員会策定の「救急蘇生法の指針（市民用）」に基づいた応急救護処置及び一時救命処置の方法について、イラスト等を用いて解説すること。その際、事故時の対応についても言及すること。

(8) 交通反則通告制度、放置違反金制度、点数制度及び講習制度

交通反則通告制度、放置違反金制度、点数制度、講習制度（初心運転者講習、若年運転者講習、違反者講習、停止処分者講習、取消処分者講習、更新時講習、高齢者講習）について、図表等を用いて解説すること。

(9) 被害者等の手記

交通事故がもたらす社会的影響、運転者の社会的責任について再確認させ、安全運転意識の向上に資するような内容の被害者又は被害者遺族の手記を掲載すること。

(10) 「交通の方法に関する教則」

「交通の方法に関する教則」（昭和53年国家公安委員会告示第3号）（第2章及び第3章を除く。）の内容を、必要に応じてイラスト等を用いて記載すること。

(11) その他

ア 運転状況メモ欄

受講者が自らの運転状況について振り返る際に役に立つような、ヒヤリ・ハット体験や違反・事故事例等を記録することができるメモ欄を設けること。

イ 「安全運転5則」

以下の「安全運転5則」を記載すること。

- 安全速度を必ず守る
- カーブの手前でスピードを落とす
- 交差点では必ず安全を確かめる
- 一時停止で横断歩行者の安全を守る
- 飲酒運転は絶対にしない